視　点

外国人家政婦解禁が意味するもの

この春から国家戦略特区として、外国人家事労働者の受け入れが解禁された。2014年の「日本再興戦略(改訂)」に盛り込まれた日本人の女性の活躍推進を目的として、特区に認定された東京、神奈川、大阪においては、家事代行業者から外国人の家事ヘルパーが各家庭へ派遣される。東京では、家事サービスを提供する6つの事業所が認定され、家事代行を目的として在留資格を得たフィリピン人約90人が働き始めている。

日本においてはなじみが薄いが、家事労働者が一般家庭に浸透している国は多い。現在、世界には少なくとも5300万人の家事労働者がいるとされ、先進国・発展途上国を問わず増加の一途を辿っている。家事労働者は、家庭という私的空間を職場とするため労働法制の外におかれたり、「メイドは家族も同然」という考えから雇用条件が不明瞭であったり、問題が起こっても内部に埋もれやすい構造から、立場の弱い労働者集団のひとつとして捉えられてきた。

ＩＬＯは2011年に、家庭空間を雇用の場として捉えることに消極的な従来の姿勢から転じ、「家事労働者のディーセントワークに関する条約」（C189）、および同勧告（R201）を採択し、現在23カ国が批准している。男性稼ぎ手モデルから共働きモデルが進展し、働く母親を海外から移住した家事労働者が支えるというパラダイムシフトがグローバル規模で進むなか、国を超えて安い労働力として押し流される家事労働者の権利を下支えする国際基準となっている。

東京で働き始める外国人家事労働者の派遣国であるフィリピンは、すでに中東や東アジアへ多くの家事労働者を派遣しており、海外移住者らによる送金は国内総生産の一割にも相当するという。移住家事労働者の権利擁護の面では、ＮＧＯと労働組合がC189批准に向けた運動の主体となることで早期の批准が実現しており、批准後は国内・外の家事労働者を対象とした国内法の整備が進められている。

かたや、特区として外国人家事労働者の解禁へ風穴を明けた日本は、C189には批准しておらず、批准に向けた機運も低いのが実情である。「移民政策はとらない」というのが政府の方針ではあるが、多くの技能実習生や留学生アルバイトらが単純労働に就いている実態からすれば、なし崩しの現状は否めず、外国人労働が安価で使い捨ての労働力とならないよう、受け入れ国としての体制の強化は急務である。

国家戦略特区による外国人家事代行の導入は、働く女性を支え、就労を促進していく狙いがあるとされる。家事労働の外部化によって自分や家族のための時間を捻出してもらうことが狙いだが、急速に貧しくなった日本社会においては、二馬力で働くことで世帯収入をなんとか維持しているのが現状である。生活時間の確保と就労によって得られる賃金やキャリアを天秤にかけながら働く女性の日常からみれば、外国人家事労働者が女性の活躍を促進してくれるという思惑は的を大きく外している。

「プレミアムフライデー」や「ゆう活」など、長時間労働を是正し自由時間を確保しようという試みは絶えないが、すでにある仕組みの中でもできることは多い。男女問わず定時で帰宅し、有休がしっかりと取得できれば、外部サービスを利用しなくとも生活時間にゆとりを生みだすことにつながる。また、待機児童が多い都市部では、保育料が割高な認証保育所や延長保育を利用しながら、なんとか就業継続を果たしている女性は多い。抜け落ちている公的サービスの底上げなくしては、家庭と仕事どちらも綱渡り状態の日々からは解放されないだろう。あわせて、ケア労働をシェアできないひとり親世帯に対しては、公的に下支えする仕組みを構築していく視点も欠かせない。

共働き世帯が増加したことで、生活時間の不足分を海外の労働力をもって埋めようと試みても、働き方やケア労働が抱える問題の根本を見直さなければ、下流労働に流されていく潮流を変えることはできない。介護や建築業など人手不足感の強い分野を手始めに外国人労働力の活用に舵を切ろうとするならば、国際的に異常とされる日本の働き方や、インフォーマルな領域に留まる家事労働が抱える課題を足元から見直していくことは避けることはできない。

（元連合総研研究員　前田藍）